

平成 27 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

1 市町村の取組状況

中山間地域等直接支払制度は、過疎法等の地域振興関連 8 法（以下、「8 法」という。）及び山梨県中山間地域等直接支払制度特認基準（以下、「特認」という。）に指定された地域を有する市町村で実施することができる。

山梨県内の 27 市町村のうち、指定された地域を有する市町村は 26 市町村あり、そのうち 27 年度に同制度を実施した市町村は 19 市町村である。

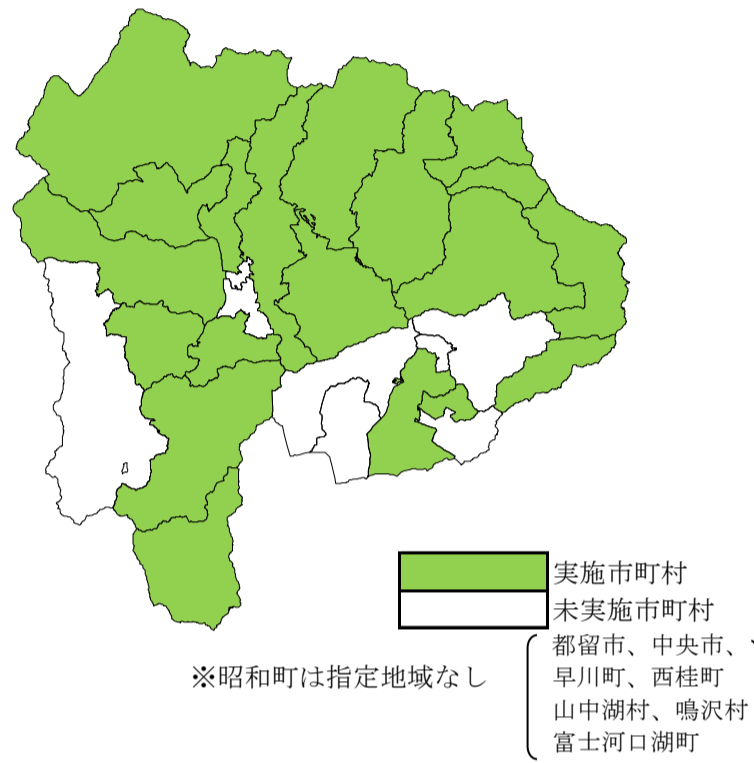
なお、7 市町村のうち 3 町村は同制度の規定する下限面積等の農用地基準を満たす対象農用地がない、4 市町が農家の高齢化等により協定締結ができない等の理由から制度を実施していない。

表-1

		対 象 市町村数	実 施 市町村数
8 法地域	全域指定	14	10
	部分指定	9	8
特認地域	全域指定	2	1
	部分指定	10	8
合 計		26	19

注) 特認基準の部分指定地域については、8 法部分指定市町村と重複する関係で合計が合わない。

(重複市町村：甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、富士河口湖町)



2 協定締結の状況

(1) 協定形態別内訳

平成 27 年度協定数は、集落協定 302、個別協定 7、合計 309 で、第 4 期対策への移行に伴い、前年度より 52 協定減少した。

集落協定参加者数は 1,467 人減少して 11,466 人となり、協定面積は、集落協定で 441 ha 減少して 3,616 ha、個別協定は 31 ha 増加して 73 a で、合計 3,689 ha となっている。

協定への交付金は、集落協定で 34,682 千円減少し、486,348 千円、個別協定は前年から 4,965 千円増加して 9,368 千円で、合計 495,716 千円の交付となっている。

また、自立かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進するための段階的単価別では、集落協定で、通常単価協定が 188 (62%)、8 割単価協定 114 (38%)、個別協定では全協定が通常単価協定となっている。

表-2

(単位：件、人、ha、千円)

	集落協定	うち通常単価		個別協定	計	前年比 (%)
		うち通常単価	うち 8 割単価			
協定数	302	188	114	7	309	85.6%
参加者数	11,466	7,303	4,163	7	11,473	88.7%
協定面積	3,616	2,705	911	73	3,689	90.0%
交付金額	486,348	401,771	84,577	9,368	495,716	94.34%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 協定面積に占める農振農用地区域編入面積

表-3 今期対策 (H27～) における農振農用地区域編入面積 (単位：a)

	田	畑	計
平成 27 年度～	0	0	0
協定面積占有率 (%)	0.000%	0.000%	0.000%

(3) 協定参加者の構成

表-4 集落協定参加者の構成 (単位：人)

農業者	法人構成員	農業生産組織構成員	その他組織	非農業者	その他
10,433	257	226	139	364	47
					合計
					11,466

注) 農業者には交付金を受けていない農業者が含まれる。
その他の組織には土地改良区、水利組合が含まれる。

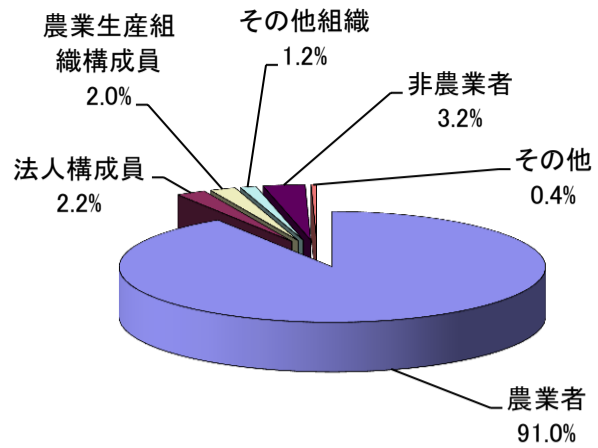
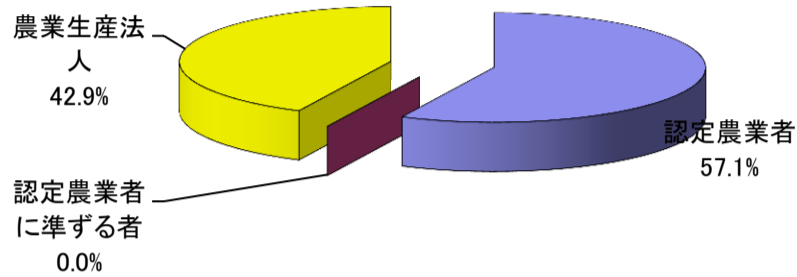


表-5 個別協定の経営形態別内訳

認定農業者	認定農業者に準ずる者	農業生産法人	計
4	0	3	7

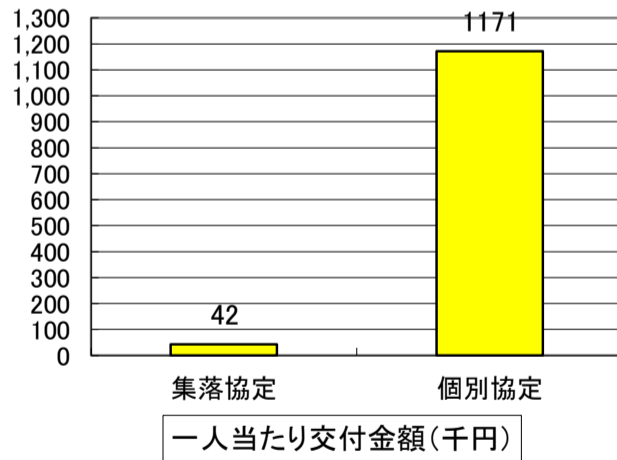
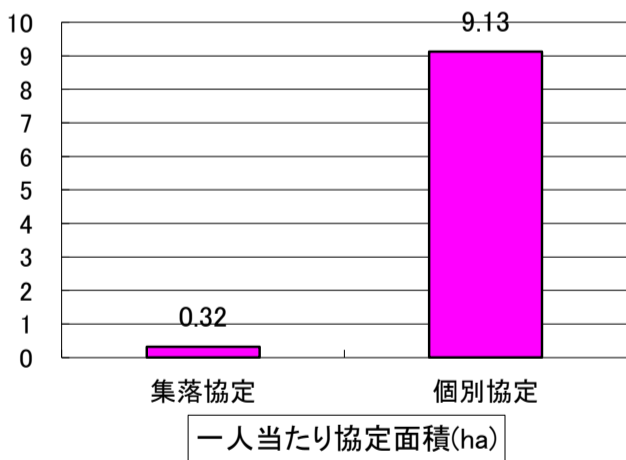


(4) 一協定当たり及び協定参加者一人当たりの平均面積・交付金額

協定面積では集落協定は一協定当たり11.97ha、一人当たり0.32ha、個別協定は一人当たり9.13haとなっている。
また、交付金額では集落協定は一協定当たり1,610千円、一人当たり42千円、個別協定は一人当たり1,171千円となっている。

表-6 (単位：人、ha、千円)

	集落協定							個別協定	
	計	全体		通常単価協定		8割単価協定		全体	一人当たり
		一協定当たり	一人当たり	一協定当たり	一人当たり	一協定当たり	一人当たり		
協定面積	3,616	11.97	0.32	14.39	0.37	7.99	0.22	73	9.13
交付金額	486,348	1,610	42	2,137	55	742	20	9,368	1,171
面積H26比	89%	104%	102%	105%	106%	104%	91%	174%	174%



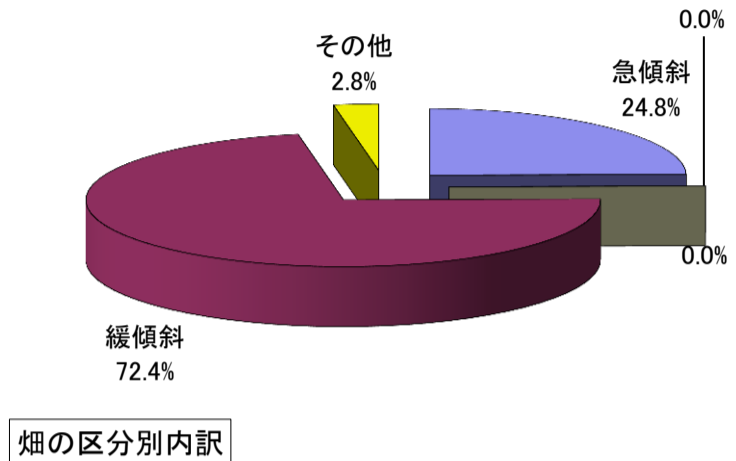
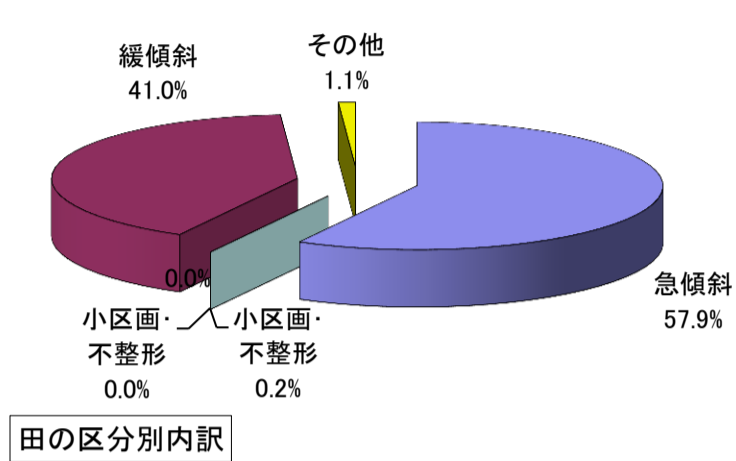
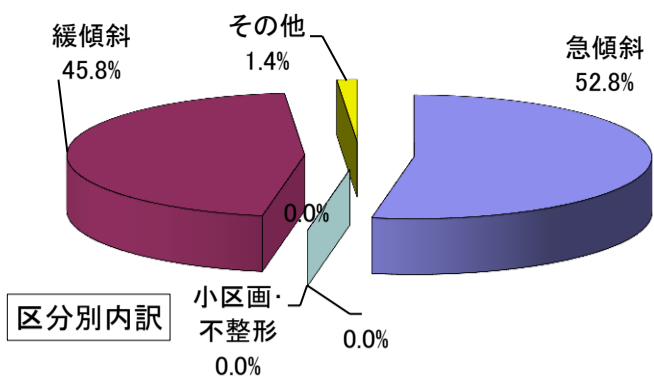
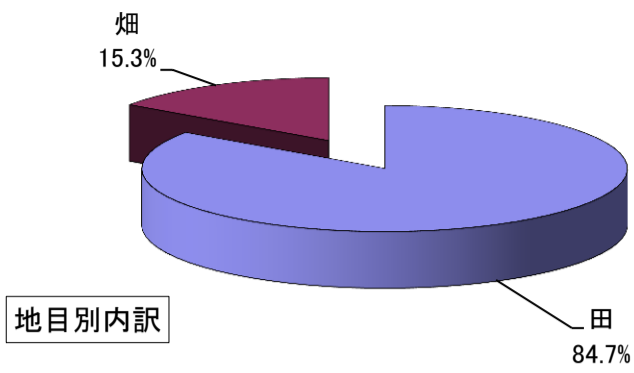
(5) 協定面積の地目・区分別内訳

地目別では田が84.7%、畑が15.3%となっている。区分別では急傾斜が52.8%、小区画・不整形が0.0%、緩傾斜が45.8%、その他が1.4%となっている。

表-7 (単位：ha)

	急傾斜	小区画・不整形	緩傾斜	その他(※1)	計
田	1,810	0	1,280	35	3,124
前年比(%)	97.1%	0.0%	98.3%	98.8%	97.6%
畑	140		409	16	565
前年比(%)	68.6%		60.1%	113.8%	62.9%
計	1,950	0	1,689	51	3,689

※1は、高齢化率・耕作放棄率の高い農地をいう。



(6) 地域別実施状況

協定締結面積を、エリア4ブロック別にみると、最も多いのが中北地域で2,882ha(前年60ha減)となっている。

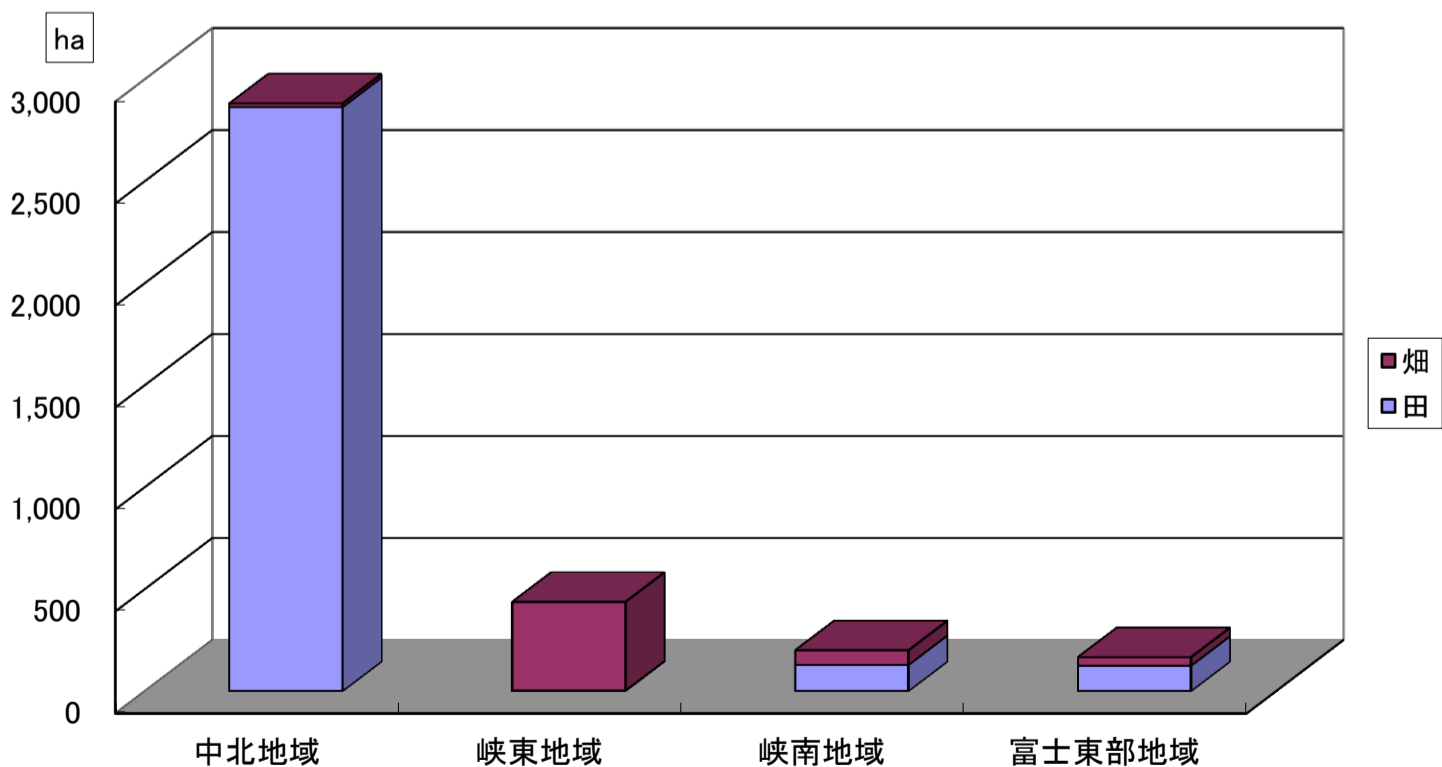
地目別にみると、田で最も多いのが中北地域で2,865ha(同34ha減)、畑で最も多いのが峡東地域で435ha(前年280ha減)となっている。

表-8

(単位: ha)

	田	畑	計	割合
中北地域	2,865	17	2,882	78.1%
峡東地域	4	435	439	11.9%
峡南地域	130	71	201	5.5%
富士東部地域	126	41	167	4.5%
計	3,124	566	3,689	100.0%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

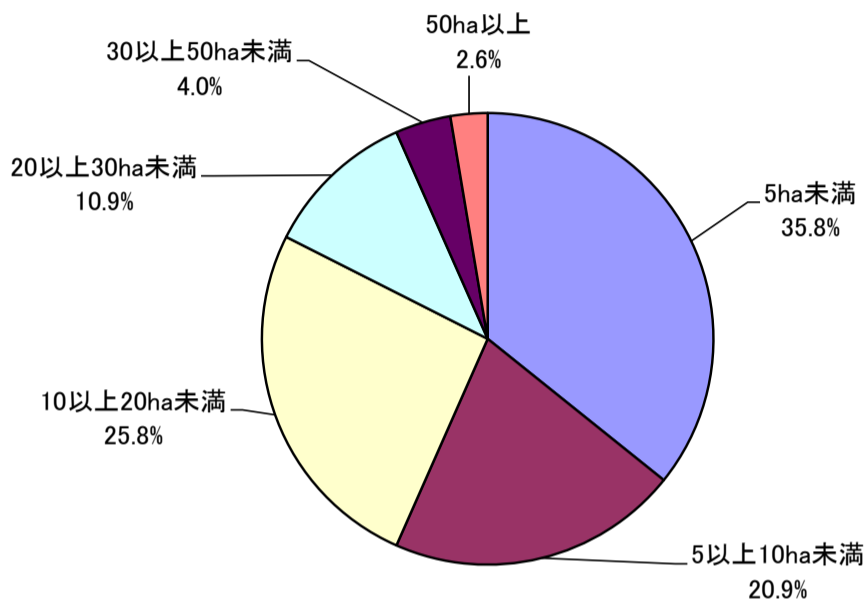


(7) 集落協定における協定農用地面積別協定数

一協定当たりの平均協定面積は約12ha（表-6参照）であるが、協定農用地面積別協定数をみると、最も多いのが1ha以上5ha未満で108協定（35.8%）、次に10ha以上20ha未満が78協定（25.8%）になっている。

表-9

	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上	計
中北地域	52	35	63	28	11	7	196
峡東地域	12	12	12	4	1	0	41
峡南地域	29	6	3	1	0	0	39
富士東部地域	15	10	0	0	0	1	26
計	108	63	78	33	12	8	302

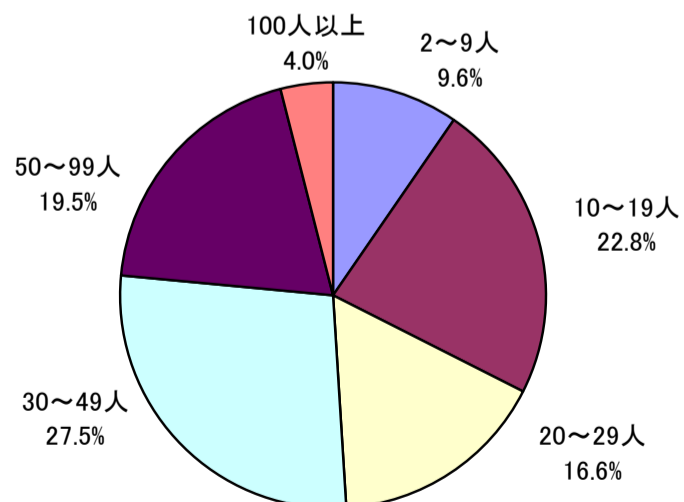


(8) 集落協定における協定参加者数別協定数

一協定当たりの平均協定人数は38.0人（11,466人/302協定）であるが、協定参加者数別協定数をみると、最も多いのが30人以上50人未満で83協定（27.5%）、次が10人以上20人未満で69協定（22.8%）となっている。

表-10

	2~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上	計
中北地域	18	40	28	59	44	7	196
峡東地域	5	8	7	10	11	0	41
峡南地域	4	12	9	9	1	4	39
富士東部地域	2	9	6	5	3	1	26
計	29	69	50	83	59	12	302



3 共同取組活動の実施状況

(1) 集落協定における交付金の配分状況

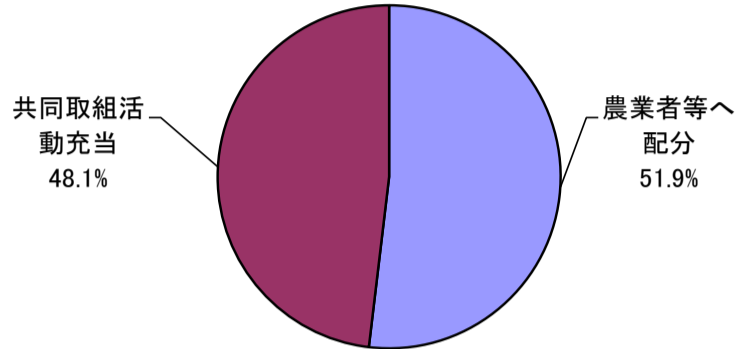
条件不利地における農業者等への適切な格差是正のため、交付金額の概ね1/2以上を個人配分に充てることが原則であるとしている。

交付金の配分状況は農業者へ252,365千円(51.9%)が配分されている。

表-11 (千円、%)

	共同取組活動充 当	農業者等 へ配分	計
金額	233,982	252,365	486,347
前年比	91.1%	95.5%	93.3%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

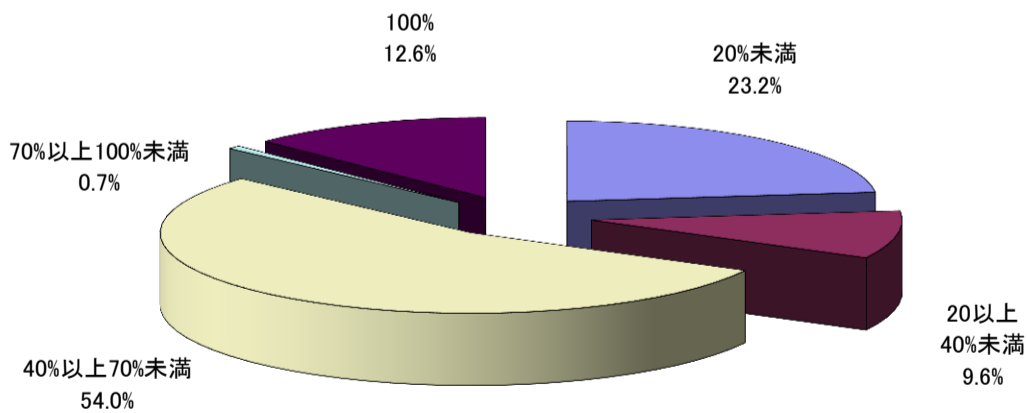


(2) 集落協定における共同取組活動充当割合別協定数

集落協定における共同取組活動充当割合別協定数をみると、最も多いのが40%以上70%未満で163協定(54.0%)となっている。その内訳としてエリア4ブロック別に見ると最も多いのが中北地域で138協定となっている。

表-12

	20%未 満	20%以上 40%未 満	40%以上 70%未 満	70%以上 100%未 満	100%	計
中北地域	28	18	138	0	12	196
峡東地域	34	3	3	1	0	41
峡南地域	1	8	4	0	26	39
富士東部地域	7	0	18	1	0	26
計	70	29	163	2	38	302



(3) 共同取組活動に対する交付金の使用方法

集落協定に位置づけられている共同取組活動に対する交付金の使用方法についてみると、最も多く位置づけられている使用方法及び金額は、「水路・農道等の維持管理」で238協定(78.8%)、84,343千円となっている。次いで、「役員報酬」が223協定(73.8%)、32,336千円、「農地管理」が124協定(41.1%)、41,767千円の順となっている。また、共同取組活動に対する交付金の15.4%が共同利用機械購入、共同利用施設整備、災害時の復旧、集落活動として行う各種イベントのため積み立てられている。

※上記説明文中の()内の%は全集落協定数302協定に対する割合を示す。

また、15.4%は当該年度の共同取組活動充当金額に占める当該年度の積み立て金額を示す。

○それぞれの項目における主な交付金の使途

- ・役員報酬：集落協定に定める役職者に対して支払われた費用
- ・研修会等：協定参加者が参加する各種研修会等、新規就農者・オペレータ等の研修に係る費用
- ・水路・農道等の維持管理：水路・農道等の清掃、補修、点検等に係る費用
- ・農地管理：畦畔管理、のり面点検、簡易基盤整備、耕作放棄地の管理、復旧、農作業受委託等に係る費用
 - ※のり面とは、傾斜地で上部に平地を作った時に周辺部にできる斜面部分
- ・鳥獣害防止対策：防止柵等資材、防止柵等設置、防止柵維持管理等の費用
- ・共同利用機械購入：トラクター、草刈機等購入、共同機械修理、燃料等の費用
- ・共同利用施設整備：育苗施設、集出荷施設、処理加工施設、販売施設、その他共同利用施設に係る建設、補修、運営等の費用
- ・多面的機能を増進する活動：景観作物の作付け、市民農園の設置運営、周辺林地の下草刈り、堆きゅう肥の施肥等に係る費用
 - ※景観作物とは、ひまわり、コスモス、ビオラ等の観賞用草花
- ・その他：積立、その他共同活動に係る費用
 - 農産物等の販売促進関係(1)、都市住民との交流促進関係(1)

表-13

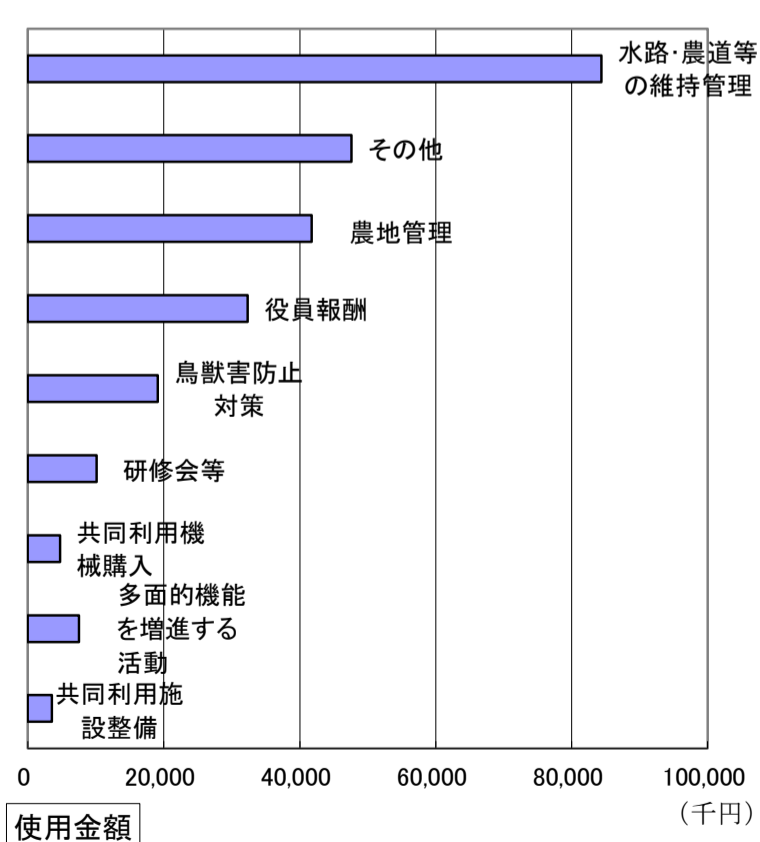
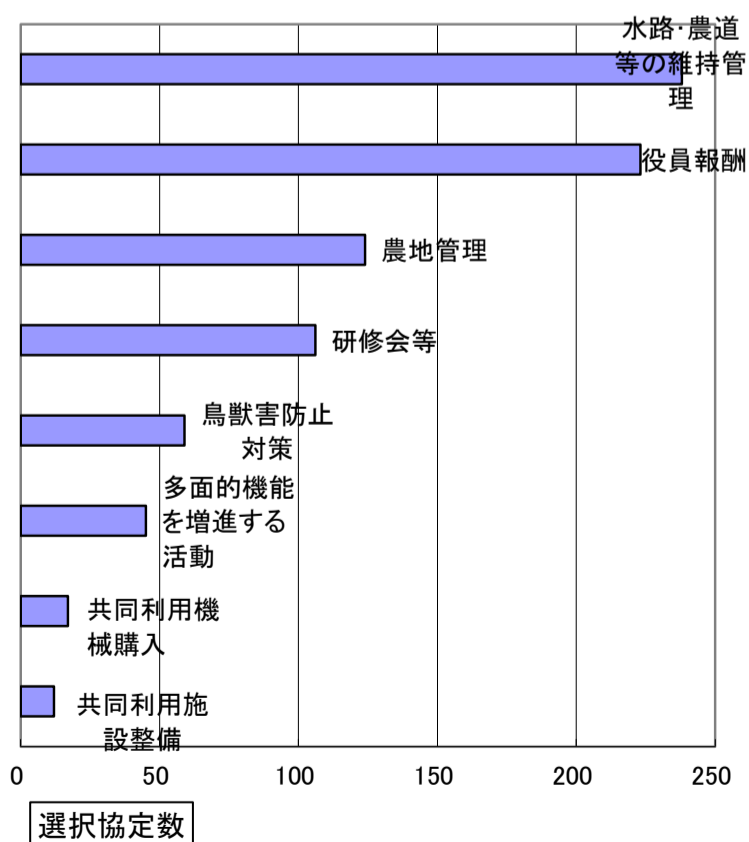
(千円)

	役員報酬	研修会等	水路・農道等の維持管理	農地管理	鳥獣害防止対策	共同利用機械購入	共同利用施設整備	多面的機能を増進する活動	その他
選択協定数	223	106	238	124	59	17	12	45	72
使用金額	32,336	10,105	84,343	41,767	19,121	4,721	3,517	7,503	47,617

※協定数は、当該活動に交付金を使用した協定数である。

(複数選択)

使用金額は、前年の積立・繰越の使用を含むため当該年度交付金額とは合わない。



(4) 農業生産活動等（耕作放棄の防止等）に関する事項 ※全集落協定（302協定）が実施する取組

集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等（耕作放棄地の防止等）に関する事項についてみると、最も多く位置づけられている活動は、「農地のり面の管理」で237協定（78.5%）で、次いで「鳥獣害防止対策」が110協定（36.4%）「貸借権設定・農作業の委託」が83協定（27.5%）、の順となっている。

※上記説明文中（）内の%は全集落協定数302協定に対する割合を示す。

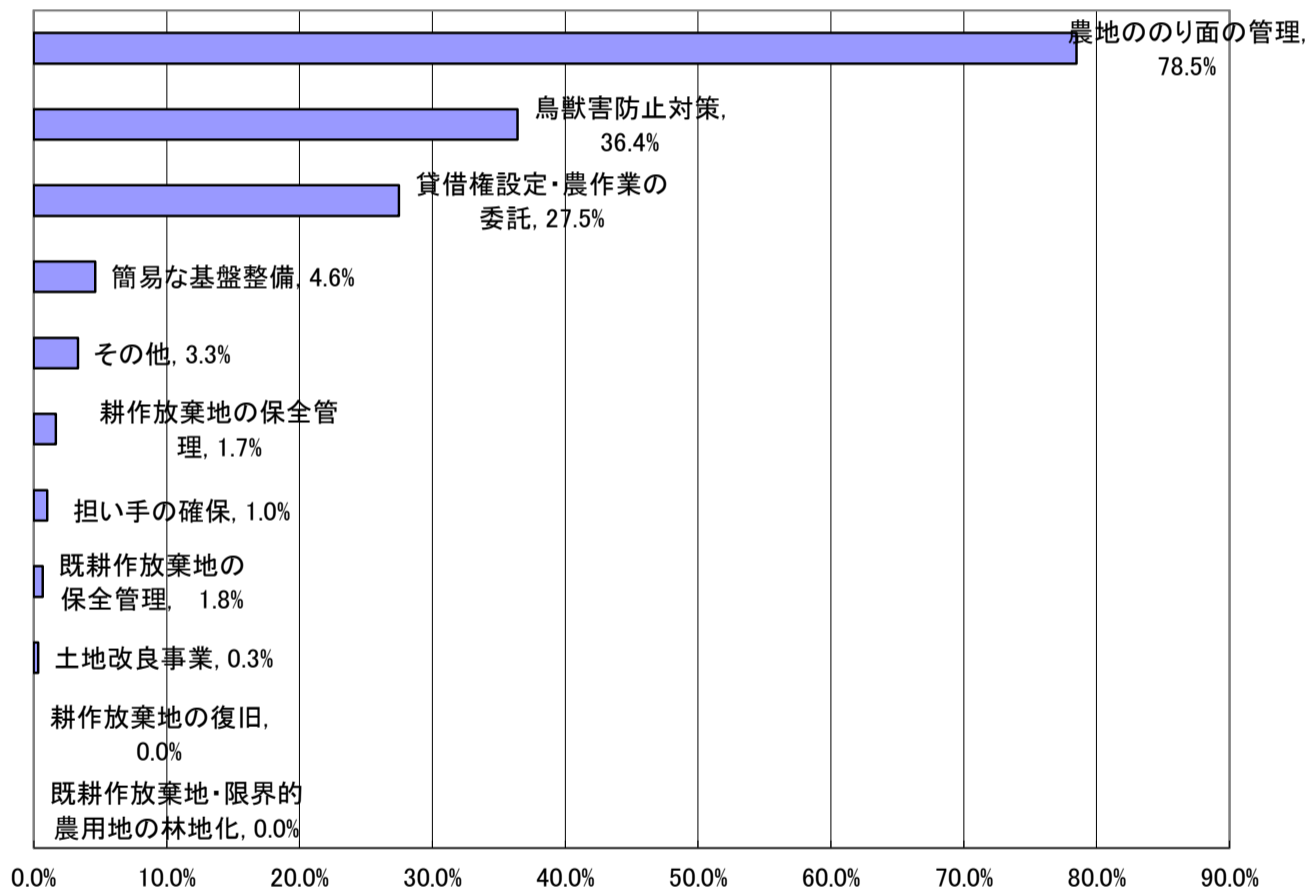
表-14

	貸借権設定・農作業の委託	既耕作放棄地の復旧	既耕作放棄地・限界的農用地の林地化	既耕作放棄地の保全管理
選択協定数	83	0	0	5

	農地のり面の管理	鳥獣害防止対策	簡易な基盤整備	担い手の確保	地場農産物等の加工・販売	土地改良事業	その他
選択協定数	237	110	14	3	2	1	10

※その他には、自然災害を受けている農用地の復旧が含まれる。

(複数選択)



(5) 農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項 ※全集落協定（302協定）が実施する取組

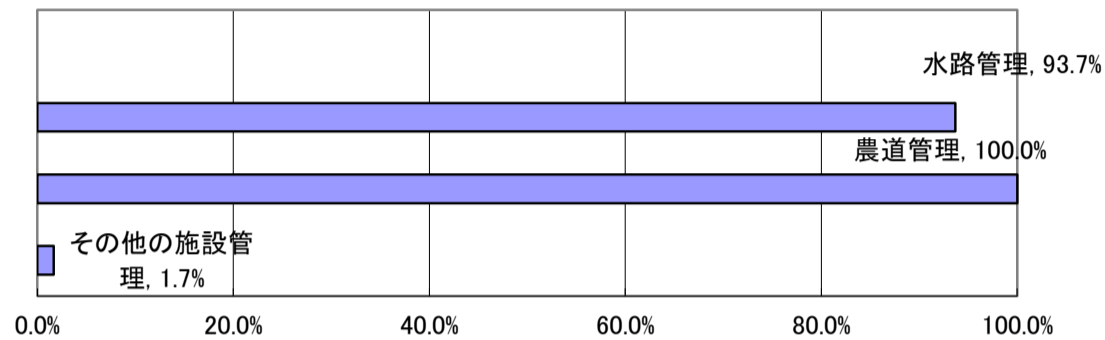
集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項についてみると、「水路の管理」を位置付けている協定が283協定（93.7%）、「農道の管理」を位置付けている協定数は302協定（100%）となっている。また、「その他の施設の管理」は5協定（1.7%）で位置付けている。

※上記説明文中（）内の%は全集落協定数302協定に対する割合を示す。

表-15

	水路管理	農道管理	その他の施設管理
選択協定数	283	302	5

(複数選択)



(6) 多面的機能を増進する活動に関する事項 ※全集落協定（302協定）が実施する取組

集落協定に位置づけられている活動内容を、多面的機能を増進する活動に関する事項についてみると、「国土保全機能を高める取組」が最も多く、202協定（66.9%）で位置づけられている。次いで、「保健休養機能を高める取組」で106協定（35.1%）、「自然生態系の保全に資する取組」で16協定（5.3%）の順となっている。

※上記説明文中（）内の%は全集落協定数302協定に対する割合を示す。

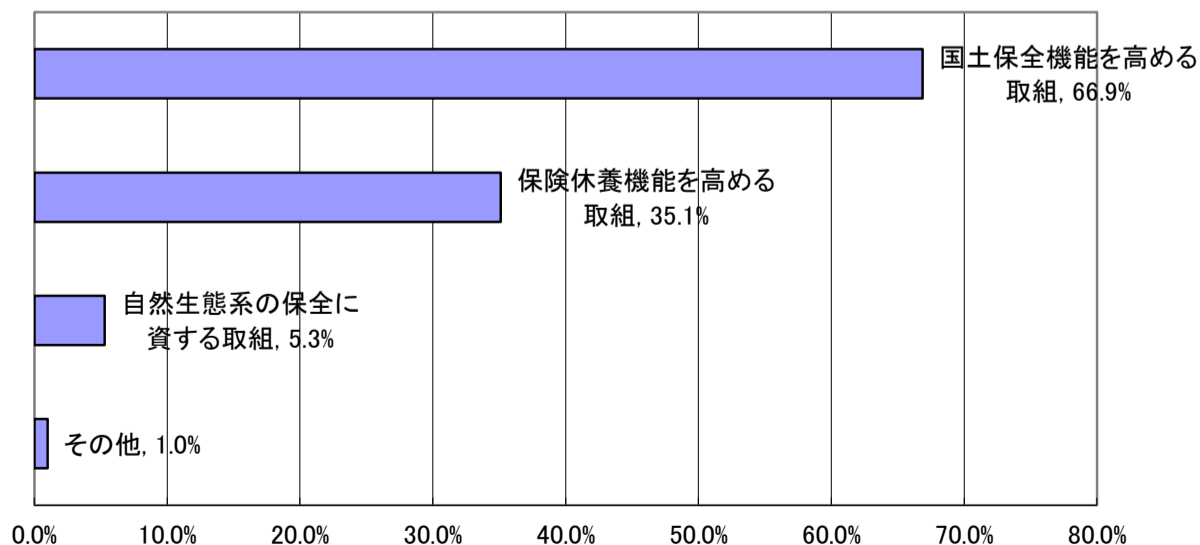
○それぞれの取組の主な内容

- ・国土保全機能を高める取組：周辺林地の下草刈り、土壌流亡に配慮した営農
- ・保健休養機能を高める取組：棚田オーナー制度、市民農園等の開設・運営、体験民宿（グリーン・ツーリズム）、景観作物の作付け
- ・自然生態系の保全に資する取組：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け

表-16

	国土保全機能を高める取組	保健休養機能を高める取組	自然生態系の保全に資する取組	その他
選択協定数	202	106	16	3

(複数選択)



(7) 集落マスタープランの内容 ※全集落協定(302協定)が定める

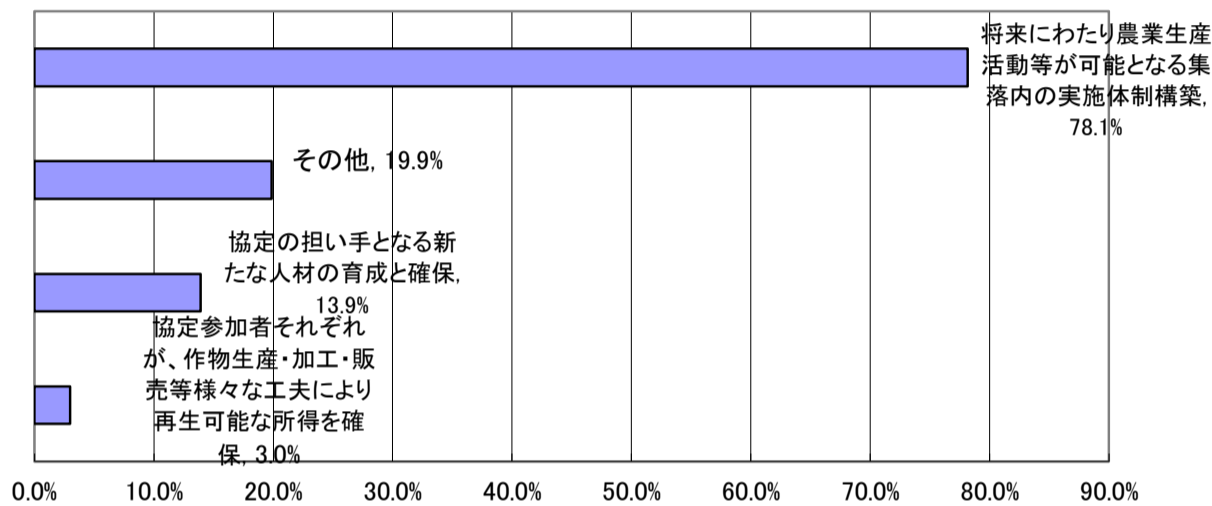
集落協定に規定されている集落マスタープランに記載した集落の目指すべき将来像の内容をみると、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が最も多く、236協定(78.1%)であった。次いで、「その他」で60協定(19.9%)、「協定の担い手となる新たな人材の育成と確保」で42協定(13.9%)、「協定参加者それぞれが、作物生産・加工・販売等様々な工夫により再生可能な所得を確保」で9協定(3.0%)、の順となっている。

※上記説明文中()内の%は全集落協定数302協定に対する割合を示す。

表-17

	将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	協定の担い手となる新たな人材の育成と確保	協定参加者それぞれが、作物生産・加工・販売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	その他
選択協定数	236	42	9	60

(複数選択)



(8) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 ※通常単価協定(188協定)のみ実施

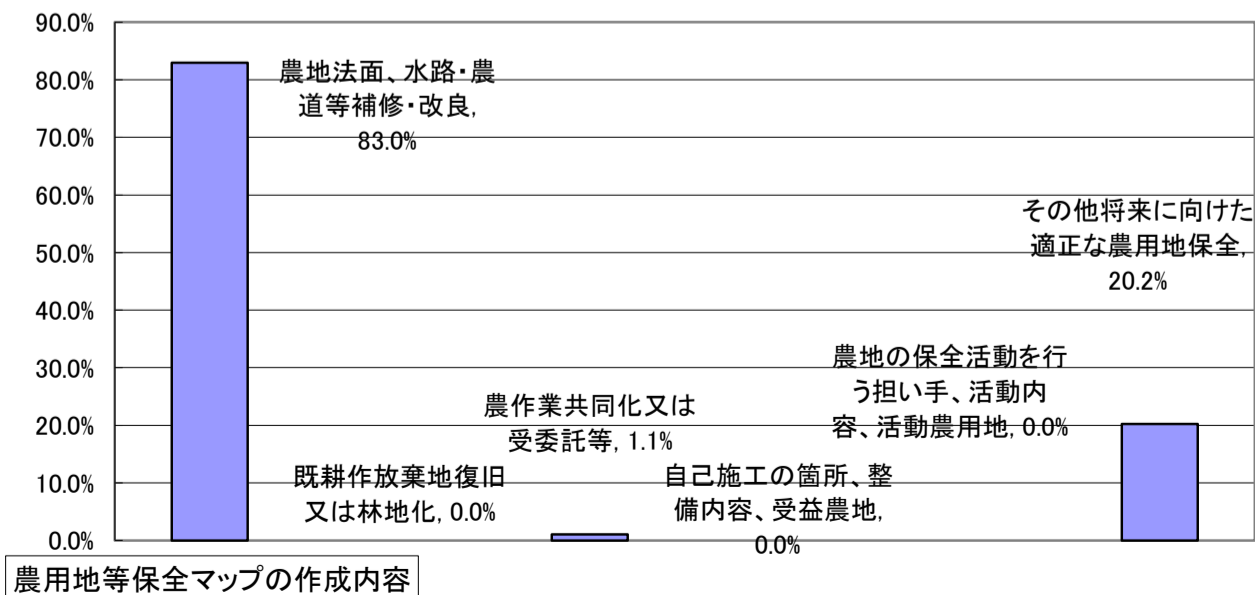
通常単価の交付を受ける集落協定に位置付けられている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項のうち、農用地等保全体制の整備として作成する農用地等保全マップに記載する内容をみると、「農地法面、水路・農道等補修・改良」が最も多く、156協定(83%)であり、次いで「その他将来に向けた適正な農用地保全」が38協定(20.2%)となっている。

※上記説明文中()内の%は通常単価協定数(188協定)に対する割合を示す。

表-18 農用地等保全マップの作成内容

	農地法面、水路・農道等補修・改良	既耕作放棄地復旧又は林地化	農作業共同化又は受委託等	自己施工の箇所、整備内容、受益農地	農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	その他将来に向けた適正な農用地保全
選択協定数	156	0	2	0	0	38

(複数選択)



(9) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 ※通常単価協定のみ実施

通常単価の交付を受ける集落協定に位置づけられている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき活動内容をみると、C要件のうちの「集落ぐるみ型」が最も多く160協定(78.8%)となっており、次いでC要件の「組織対応型」が28協定(13.8%)となっている。
 なお、当県はB要件を選択しているのは1協定のみ、A要件を選択した協定はない。
 ※上記説明文中()内%は要件選択協定数の合計(203)に対する割合を示す。

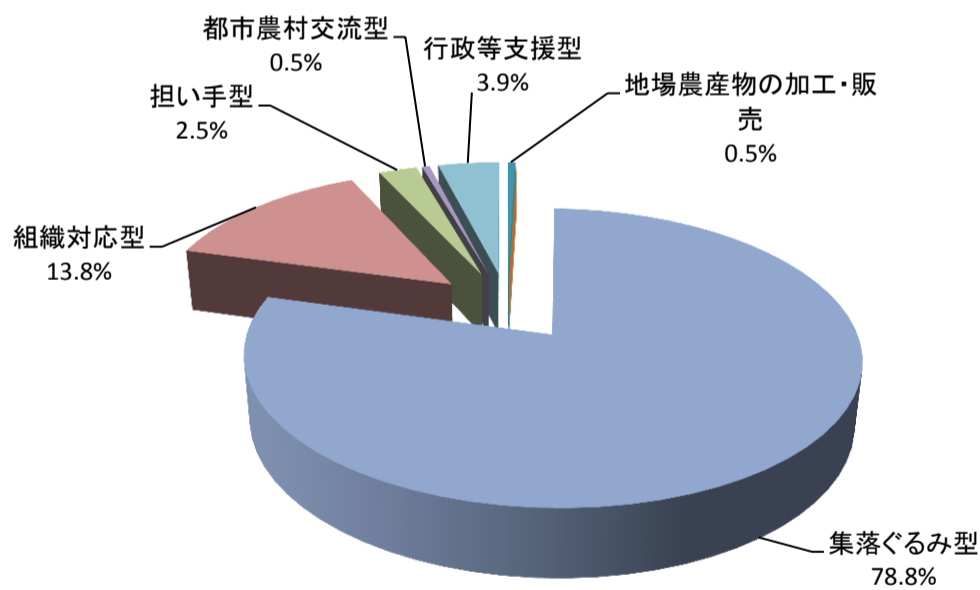
第4期対策への切り替えを契機に、A・B要件の選択を避け、高齢化対策としてC要件のみを選択をした集落協定が多くなっている。

表-19

	B要件(1協定が選択)		
	新規就農者の確保	地場農産物の加工・販売	消費・出資の呼び込み
選択協定数	0	1	0

※A要件(機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農業生産条件の強化、担い手への農地集積・農作業委託等)を選択した協定はない。
 ※C要件は、複数選択可

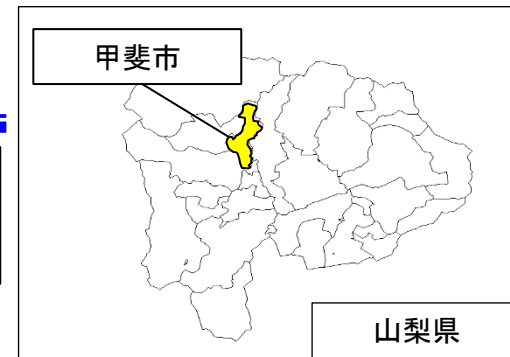
	C要件(188協定が選択)				
	集落ぐるみ型	組織対応型	担い手型	都市農村交流型	行政等支援型
選択協定数	160	28	5	1	8



2-② 山梨県^{かいしゅうしゅう}甲斐市牛句③集落協定

- 法人が地域の特産品である梅の生産、加工品の開発・販売・学校給食の食材提供等に取り組むことで、農地の維持だけでなく、地産地消により地域の活性化に貢献。

協定面積：3.5ha（全て畑） 交付金額：13万円（個人配分90%、共同取組活動10%）
協定参加者：農業者7人、（農）ゆうのう敷島 協定開始：平成13年度



地域の現状

- 当地区は、甲斐市の中山間部に位置し、農地の多くが急傾斜地に点在し、かつては桑園地帯であったが、農業従事者の高齢化や養蚕の衰退により、荒廃農地の増加が懸念されていた。
- 平成2年に梅振興組合を設立し、荒廃した桑園に梅の植栽を進める「梅の里事業」を開始。平成12年に「農事組合法人 ゆうのう敷島」として法人化したことに併せて、遊休農地解消をより効果的に進めるため、本制度への取組を開始。



【地区全景】



【協定農用地(梅)】

取組の概要

- 法人は、7割以上の協定農用地に利用権を設定し、梅の生産を集約することにより、農地を安定的に維持。
- 法人は、梅ジャム・梅づけ・手作り味噌などの加工品の開発にも取り組み、梅ジャムなどを学校給食用として提供している他、直売所を開設し、地元で取れた新鮮な野菜や果物、加工品を販売。
- 法人は、毎年5月に「梅の里ふれあい祭り」を主催し、野菜を販売する他、地域特産の甲州小梅の梅もぎ体験等を実施。



【梅の里ふれあい祭りでの農産物直売】



【梅もぎ体験教室】